

平成18年11月17日発行

. * . " ~ " . * . _ . * . " ~ " . * . _ . * . " ~ " . * . _ . * . " ~ " . * . _ . * . " ~

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第50号）

. * . " ~ " . * . _ . * . " ~ " . * . _ . * . " ~ " . * . _ . * . " ~ " . * . _ . * . " ~

インデックス

【1】認定農業者数は昨年同時期の倍以上の伸び！

特定農業団体数はこの半年で2倍以上に！

～認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体の認定状況（18年9月末）～

【2】品目横断的経営安定対策の加入申請期限まであと2週間！

～11月15日現在の加入申請状況を公表～

【3】地域の話題等

J Aグループと連携した品目横断的経営安定対策の推進

（J A長野県営農センター・長野農政事務所、関東農政局発）

【1】認定農業者数は昨年同時期の倍以上の伸び！

特定農業団体数はこの半年で2倍以上に！

～認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体の認定状況（18年9月末）～

本年9月末現在の認定農業者数、特定農業法人数及び特定農業団体数をとりまとめ、農林水産省ホームページ上で公表しました（11月10日）。

このうち、認定農業者数については、4～9月の半年間における新規認定数は13,169で、昨年同時期の新規認定数（5,228）の倍以上の伸びを記録し、総数は21万を超えました！

また、特定農業団体数についても、これまで本メルマガでも、各地で集落営農が次々と組織化している事例などをご紹介してきたことが数字として表れ、本年3月末の数と比べると2倍以上（213,587）に増加しました！

今後とも、品目横断的経営安定対策をはじめとして、各種の施策が担い手に集中化・重点化され、担い手になることのメリットがどんどん大きくなっていきますので、是非、認定農業者や特定農業団体などになって、こうしたメリット措置を活用し、経営改善に取り組みましょう！

全国の認定農業者数・・・210,327経営体

うち18年4月～9月の新規認定数 13,169

全国の特定農業法人数・・・368法人

うち18年4月～9月の新規認定数 33

全国の特定農業団体数・・・587団体

うち18年4月～9月の新規認定数 383

公表した資料はこちらのURLからご覧ください！

<http://www.maff.go.jp/soshiki/koukai/noukei/nintei.htm>

【2】品目横断的経営安定対策の加入申請期限まであと2週間！

～11月15日現在の加入申請状況を公表～

9月1日から「秋まき麦を作付ける農業者の方であって収入減少影響緩和対策の交付金を受けようとする方」についての品目横断的経営安定対策への加入申請受付が始まっていますが、加入申請から2か月半が経過した11月15日現在の加入申請状況は、

認定農業者：12,248経営体

集落営農組織：1,123経営体

これらの経営体の麦作付計画面積：109,396ha

となっており、10月27日現在の申請数に比べ大きく増加しています。

11月16日付けで農林水産省ホームページ上において公表しています。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8.html>

ご案内のとおり、この加入申請の受付は今月末をもって終了します。

残りあと2週間ほどとなりましたので、本対策への加入を考えている方で、まだ申請がお済みでない方は、お早めに各地方農政局、地方農政事務所等にお越しくだ

さい。

【3】地域の話題等

JAグループと連携した品目横断的経営安定対策の推進

(JA長野県営農センター・長野農政事務所、関東農政局発)

(1)《長野県品目横断的経営安定対策推進連絡会の設置》

長野県では、本年5月、県や農政事務所、県農業会議、JAグループなど農業関係機関・団体に構成する「長野県品目横断的経営安定対策推進連絡会」を設置しました。それまでは、どちらかという行政は認定農業者の育成を中心に、JAグループは集落営農組織の育成を中心に、それぞれ取組を進めてきましたが、品目横断的経営安定対策の導入に向けて、関係機関が一体となった推進体制を確立する必要が生じたことから、同連絡会の設置に至りました。

同連絡会の主な活動内容としては、県担い手育成総合支援協議会と連携した品目横断的経営安定対策の推進体制を確立し、県段階の取組として、5月と7月に市町村・JA等の担当者を対象に「品目横断的経営安定対策説明会」を開催、

JA長野県営農センターの主催により、JA担当者を主な対象にして、8月に「品目横断的経営安定対策説明会」、9月に「何でも相談室」を開催し、品目横断的経営安定対策の対象となる担い手の確保・加入推進、疑問点の解消に努めてきました。また、各地域段階での対策への加入推進状況と取組課題を把握するため、麦作付地域を中心に、9月下旬から10月上旬にかけて延べ5回、現地検討会を開催しました。

(2)《出張受付の実施》

9月から品目横断的経営安定対策の加入申請の受付が始まり、長野県においても稲刈り作業が終了した10月下旬以降、JAによる担い手からの事務受託が本格化したことにより加入申請の動きが活発化してきました。

麦産地の中信地区のJAあづみでは、5つの地域営農センター毎に安曇野市・松本市と長野農政事務所地域第一課が連携して加入申請を進めています。JAなどが中心となり、担い手に対して予め加入申請書類の説明を行い、その後、決められた加入申請受付日に営農センター又は市町村役場の支所等に受付窓口を設け、そこに農政事務所が出張して受付を行っています。

以上の取組の結果、10月末までに82件の加入申請があり、麦のカバー面積も667haとなっています。また、受付件数の約9割が出張受付時によるものとなっています。今後もJAグループと連携しながら出張受付を実施し、対策への加入率の向上に取り組むことにしています。

- ・ 問い合わせ先： J A 長野県営農センター（TEL：026-236-2020）
長野農政事務所農政推進課（TEL：026-233-2500（代表））

< 編集後記 >

月日が経つのは早いもので、本メルマガは11月18日で創刊1周年を迎えます。また、今号で節目の50号を迎えることができました。配信登録をしてくださっている皆様に深く感謝申し上げます。

本メルマガは、昨年10月の「経営所得安定対策等大綱」において品目横断的経営安定対策の具体的内容が示されたことを受け、19年産の加入に向けた取組を行うに当たり、瞬時に全国の関係者の間で最新の情報を共有しながら、一致団結して進めていく、そのためのツールとして発刊することとしたものです。

その後、国会での議論を経て6月に関係法律が成立、7月には制度の詳細が「実施要綱」として決定され、9月からは加入申請第1弾が始まっています。その間、本メルマガでは、国会での法案審議の状況や対策への加入申請状況、加入に当たっての留意事項などをお伝えするとともに、各地域における担い手育成の特徴的な取組事例をご紹介してきましたが、これらの情報が、皆様の地域における対策への加入や担い手育成の取組に少しでもお役に立てたとしたら大変嬉しいかぎりです。

今後とも、皆様に活用していただけるメルマガを目指し、活性化させていきたいと考えていますので、皆様の地域での事例、本メルマガに対するご意見・ご感想などを下記のアドレスまでお寄せください。今後とも本メルマガをご愛読のほど、よろしく願いいたします。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週1回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

お問い合わせ先の電子メールアドレス：keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>